

# 令和6年度第3回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会スポーツ部会 議事録

1 日 時： 令和6年7月25日（木）午後2時00分～午後3時32分

2 場 所： 千葉市役所4階 調停室

## 3 出席者：

(1) 委 員 石井慎一委員（部会長）、観音寺拓也委員、望月悦子委員、馬場宏輝委員

(2) 事務局

（都市総務課）佐藤課長、瀧本課長補佐、館主査、池本主任主事

（公園緑地部）小川部長

（公園管理課）佐野運営調整担当課長、和田主査、篠原技師

## 4 議 題：

(1) 千葉市蘇我スポーツ公園の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件及び審査配点等について

## 5 議事概要：

(1) 千葉市蘇我スポーツ公園の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件及び審査配点等について

指定管理予定候補者の公募に係る募集条件及び審査配点等に関する事項について審議した。

午後 2時00分 開会

**【都市総務課長補佐】** それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。  
ただいまより、令和6年度第3回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会スポーツ部会を開催いたします。

本日の司会進行を務めます都市総務課課長補佐の瀧本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議でございますが、今のところ5名のうち3名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条第2項の規定により、本会議は成立しております。なお、観音寺委員におかれましては、少々遅れての参加となりますのでよろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、公園緑地部長の小川より御挨拶申し上げます。

**【公園緑地部長】** 皆様、小川でございます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また、暑い中御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より本市の都市行政及び市政各般にわたりまして多大なる御協力いただきまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、今日は千葉市蘇我スポーツ公園の次期指定管理者の公募につきまして、これまでの評価や委員の皆様からいただきました御意見等を踏まえて、事務局で作成した募集条件、そのほか選定基準の案などについて御審議をお願いするものでございます。

蘇我スポーツ公園は、本市が管理する都市公園の中で唯一の運動公園であります。プロのサッカーチームのホームグラウンドとなる球技場や大規模なテニスコートなどを有しまして、本市のスポーツ拠点の一つであります。さらには、多目的な利用による地域の活性化や広域防災拠点などの機能も有し、様々な社会課題の解決に貢献する公園でもあります。ぜひとも、この公園が持つポテンシャルを十分に発揮して、維持管理、運営に努めてまいりたいと思います。委員の皆様におかれましては、それぞれの御専門のお立場、さらには豊富な御経験から忌憚のない御意見を頂戴できればと思います。

以上、簡単ではございますが、私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**【都市総務課長補佐】** それでは、議事に入る前に、会議の公開及び議事録の作成について御説明いたします。

お手元の資料3、千葉市都市局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等についてを御覧ください。本日の会議は、1、会議の公開の取扱いの(1)ただし書きアにより非公開としておりますので、あらかじめ御承知おきください。また、議事録につきましては、2、議事録の確定の(1)及び3、部会の会議への準用により、事務局が案を作成し、皆様に内容を確認していただいた後、部会長の承認により確定させていただきます。なお、事業者の選定後、公開とする予定でございますので、御了承願います。

それでは、ここからは石井部会長に議事を進行させていただきます。

石井部会長、よろしくお願いたします。

【石井部会長】 石井です。それでは、議事進行をさせていただきます。会議を円滑に進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いたします。

議題(1)千葉市蘇我スポーツ公園の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件及び審査配点等についてに入ります。

事務局より御報告をお願いいたします。

【公園管理課運営調整担当課長】 公園管理課の佐野です。よろしくお願いたします。

私のほうから、千葉市蘇我スポーツ公園の公募に関する募集要項ほか各種資料の御説明をさせていただきます。

説明の対象は、資料6-1から6-7までとなります。このように、それぞれボリュームがありますので、現在の指定管理から変更した点を中心に、御説明させていただければと思います。

では、資料6-1からお開きください。千葉市蘇我スポーツ公園指定管理者募集要項(案)でございます。

ページ、表紙をめくっていただきますと目次がございます。全部で13の項目で構成しております。

なお、御説明の際には、本日、机上に配付させていただきましたこちらの補足資料1、それから3枚目が補足資料2となっておりますので、この2点についても御覧いただきながらお聞きいただければと思います。

まず、募集要項の2ページをお開きください。初めに、1の指定管理者募集の趣旨でございます。指定管理者導入の目的や期待する効果、根拠法令等について記載しておりまして、その下の2の募集要項等の定義では、本要項の取扱い、本要綱と併せて配付する資料の説明を掲載しております。

では、3ページをお開きください。3の公募の概要です。(1)管理対象施設及び管理対象区域です。ここで、まずは、資料6-6を御覧いただきたいのですが、後ろのほうになります。こちら、千葉市蘇我スポーツ公園の平面図となっております。以前にも御覧いただいたことがあると思いますけれども、改めて御説明しますと、赤い線で囲んだスポーツ施設が8施設、それから駐車場4か所、これらが有料公園施設となっております。それから、公園全体を青い線で囲んでおりますが、この有料公園施設以外、これらを公園園地と呼んでおりますけれども、こうした施設からなる全域が今回の指定管理の公募の対象区域となっております。

では、募集要項のほうにお戻りいただきたいのですが、現在の指定管理では、令和2年3月以前に供用開始した施設と、それ以降に供用開始した施設で、実態としては一体管理をしているのですが、制度上は別個の指定管理としてこれまで取り扱ってまいりました。今回これらを1件の指定管理としまして公募を行うこととしております。なお、これ以降、蘇我スポーツ公園全体を指す場合には、本施設というふうに申し上げます。

続きまして、(2)指定期間でございますけれども、令和7年4月1日から12年3月31日までの5年間となっております。

(3)業務の内容ですけれども、指定期間内の本施設の管理運営業務となっております。

(4)選定の手順ですが、この募集要項に記載のほか、その前の資料5として全体の流れをフローチャートで示しておりますので、そちらのほうも併せて御覧いただければと思います。

まず、募集要項の公表・配布ですが、8月9日を予定しております。募集要項等に関する説明会はフクダ電子アリーナのほうで開催しますけれども、この説明会の前後、8月20日から30日まで、募集要項等に関する質問を受け付けることとしております。回答は、9月4日に行う予定としております。指定申請書の提出は、9月13日から20日までとしております。

以上、8月9日の募集要項の公表から、受付最終日の9月20日までの期間については、公表日を含めると43日間となっております。申請書の受付後、順次、1次審査として応募要件の審査を行ってまいります。その結果、失格となった申請者には10月中旬に通知をすることを予定しております。1次審査を通過した申請者については、委員の皆様によるヒアリングと審査、選定を行っていただきます。日程は10月23日を予定しております。選定結果は11月上旬に通知しまして、指定管理予定候補者となった法人等と11月中に仮協定を締結する予定です。また、指定管理者の指定には議会の議決が必要となります。12月に予定されている令和6年第4回定例会に指定議案を提出し、可決されましたら、来年の1月、正式に指定管理者に指定し、基本協定を締結いたします。

では、4ページをお願いいたします。4の管理対象施設の概要です。

(1) 設置目的等に法令上の設置目的と、本施設のビジョン・ミッションをお示ししております。ビジョンにつきましては、基本的に、現在の指定管理から大きな方針変更を行っておりませんが、項目の整理、表現の修正等を中心に行っております。

先ほど御紹介しました、机上配付しました補足資料の新旧対照表のほうにも、ビジョン・ミッションの変更箇所を比較して御覧いただけるように、下線部が引いてございます。左側が前回の公募時、令和元年度に公募したときのもの、右側が今回の公募に際して作成したものとなっております。

1つ目のビジョンですけれども、これは今回のビジョンのほうになります、「広域的なスポーツ拠点及び市民スポーツ振興の拠点として、それぞれの施設の特徴を生かし、大規模な大会から市民の利用まで幅広く受け入れ、本市のスポーツ・レクリエーションの振興を図り、市民の健康・体力づくりに寄与するとともに、各種のコミュニティの交流拠点となる施設を目指す」としております。

現在の指定管理では、最後の文節が「地域コミュニティとしての交流機能を発揮するための拠点となる施設を目指す」としておりますけれども、今後は、地域コミュニティのみならず、各種スポーツを通じた市民の交流拠点としての活用も含めることとして、このように修正しております。

2つ目のビジョンですが、「蘇我球技場を中心に、トップスポーツや大規模な催し等の開催にふさわしい公園とし、本市のスポーツ・文化の振興や地域（経済）の活性化に寄与する」としております。現在の指定管理では、「蘇我球技場を中心に、集客スポーツ施設としてトップスポーツの誘致や大規模イベントの開催など地域（経済）活性化に寄与する」と表現しておりましたが、この方向性に変更はないですけれども、公園としてのあり方・ありようを表現する言い回しに修正をしております。

それから3つのビジョンですが、「災害時は、本市の広域防災拠点としての機能を発揮する施設を目指す」としております。現在のビジョンでは「防災拠点」と表現しておりましたので、市の地域防災計画での表現が広域防災拠点となっておりますので、この記載に合わせて修正を行っております。

次に、ミッションです。ミッションについては、ビジョンに対応した4項目を設定しております。

1つ目のビジョンに対するミッションですが、「市民の競技スポーツ育成・発表の場として、

スポーツの振興、競技力の向上又は市民交流の拠点施設として、市民総体や全市規模の大会開催を受け入れ、また市民の誰もが日常的に利用でき、それぞれの目的に応じたスポーツを楽しめる場を提供する」としております。現在のミッションでは、「市民総体や全市規模の大会の誘致開催」という表現しておりました。既に多くの大会が開催されている中で、新たに誘致することは、今回表現しないということといたしました。

それから2つ目のミッションですが、「蘇我球技場を中心に、トップスポーツの拠点施設として、ホームゲーム開催やホームタウンの推進に寄与する」としてあります。これは現在のミッションから変更はありません。

3つ目ですが、「大規模な催し等の開催場所として受け入れ、支援に努め、本施設の多目的な利用を促進する」としてあります。現在のミッションでは、市民のスポーツ・レクリエーションの振興や地域コミュニティの場という観点から大規模イベント等の開催場所の提供を行うとしておりましたが、市民利用や地域としての大会等の開催については、今回、1つ目のビジョンに含めることとしましたので、3つ目のミッションでは、Jリーグの公式戦や音楽フェスをはじめとする興行的な利用を中心に利用促進を図る方向性のみ記載しております。

4つ目につきましては、「非常時には広域防災拠点として、その機能を発揮できるよう管理を実施するとともに、協力体制を構築する」としてありまして、現在のミッションから主旨は変えていないのですが、先ほどの広域防災拠点という表現の部分ですとか、表現の修正のみ行っております。

次に、その下の(2)特徴です。本施設の施設構成や機能、利用状況について記載しております。令和4年4月に全面供用開始をしておりますので、主旨を変えない範囲で文章表現の修正を行いました。

では、5ページのほうにまいります。

(3)施設の概要です。施設名称、所在地、開設年月日、面積を記載しております。

その下、(4)指定管理者制度導入に関する市の考え方ですけれども、指定管理者制度の導入により期待される効果のほか、市が設定する成果指標と数値目標を記載しております。その下の表を御覧いただきたいのですが、成果指標としましては、利用者数、または施設稼働率としております。これらの施設の数値目標ですが、まず(1)蘇我球技場と、(7)ゴルフパーク、(8)ボードエリアになりますけれども、これら3施設につきましては利用者数としております。それ以外の施設につきましては稼働率としております。

ここで、机上配付しました補足資料の3枚目を御覧いただきたいですけれども、これらの目

標値の設定につきましては、まず一番上の利用者数の表示なのですが、フクダ電子アリーナ、こちらの表の今回目標値の設定に使った数字が、平成30年から令和5年までの実績の数字のうち令和2年、3年を除いた利用者数の平均値、この資料には書いていないのですが26万2,573人になるのですが、この数字を基にしております。また、第三多目的グラウンド、ゴルフパークですが、こちらについては、4年と5年のスポーツ利用者数の平均で、人数としては3,753人です。それからスケートパークについても同様で、1万3,578人という計算を行っております。それらの数字を切り上げたものが先ほどの目標値ということにしております。

では、先ほどの募集要項の5ページに戻っていただきたいのですが、この成果指標、数値目標の(7)、(8)なのですが、こちらについては、今の御説明でもちょっと触れましたけれども、音楽フェスの利用者数を除いたスポーツ利用の人数に限るということにしております。それから、その他利用状況を示す指標というのを示しております。1つは、スポーツ施設全体の利用者数、2つ目は、Jリーグの入場者数、3点目として、音楽フェスの入場者数ということにしております。施設の利用者数の主立った内訳を把握しやすいようにしております。

次に、5の指定管理者が行う業務の範囲でございますけれども、詳細は、この後御説明します資料6-2、指定管理者管理運営の基準(案)のほうに記載しておりますので、募集要項では、この項目のみ表記しております。

まず、(1)指定管理者の必須業務ですが、施設貸出しなどを行う施設運営業務と、建物・設備や園地などの維持管理業務、そして、事業計画や報告書の作成、協定の締結などを行う経営管理業務となっております。

次に、6ページの中段を御覧いただきたいのですが、(2)自主事業として行う事業、これは指定管理者自らが行う業務で、飲食・物販、常設看板の設置、それから施設の興行の企画・誘致業務などとなっております。

そして、(3)再委託についてですけれども、指定管理者は、管理業務の全部、または大部分、もしくは重要な部分、つまり、指定管理者のノウハウを生かすべき部分を第三者に一括して委託することはできないとしております。

続きまして、6の市の施策等との関係です。この項目は、指定管理者は、公の施設の管理者であり、業務遂行に当たっては公的な責任を担っていることから、(1)施策理解から、この後、8ページの(10)施設の命名権への協力の項目まで、市と同様に取り組むべきということをお示ししております。

では、8ページの下段のほうになりますけれども、(11)特別提案では、こちらはハード・

ソフトの両面から、従前以上のサービスの提供を提案することを求めています。

それから、(12) スポーツ施設の工事予定では、この次の指定管理期間中に予定している施設の改修予定を示しております。

それから、(13) その他では、市が行う指定管理者に対する研修会に参加することについて記載をしております。

では、次のページ、9ページをお願いします。7の指定管理者の公募手続です。

冒頭で御説明しました、公募手続の詳細を記載しております。募集要項等に関する説明会の詳細、質問の受付・回答、それから提出書類の提出、選定評価委員会におけるヒアリングと、あと選定後の手続などについて記載をしております。

では、少し飛びまして11ページをお願いします。8の応募に関する事項です。

この項目では、応募資格や共同事業体、事業協同組合などでの応募の場合の留意点、失格となる要件、提出書類の詳細について記載をしております。

また飛びまして15ページを御覧ください。下段のほうに、9の経理に関する事項がございます。(1) 指定管理者の収入として見込まれるものがございますが、アの利用料金収入については、本施設は利用料金制を導入しておりますので、料金収入は指定管理者の収入となります。この利用料金の額は、通常、指定期間の切替えに合わせて改定を検討することとしているのですが、今回の公募に当たっては、人件費や物価の上昇が進む中で、市民生活への影響を考慮して改定しないということといたしました。が、今後は、状況変化に応じて指定期間中に料金の額を変更する可能性もありますので、(ア)に記載のとおり、その指定期間中に改定する可能性がある旨を記載しております。また、その場合については、指定管理料については別途協議しております。

それから、イのほうに記載しているのですが、今回よりキャッシュレス対応を求めることとしております。その件についても記載をしております。

イですが、指定管理委託料ですが、これは御存じのように、その管理運営経費から利用料金収入の見込額を除いた差額を委託料としてお支払いしているのですが、次の指定期間中の委託料の総額ですが、今回は14億6,500万円としておりまして、1年当たりで出しますと2億9,300万円となっております。指定管理者は、この金額の範囲で指定管理委託料の額を提案することになります。この基準額の出し方ですけれども、現在の指定管理における実績額を基にしまして、新たに先ほど申し上げたキャッシュレス化対応に要する経費などを上乗せして、また物価上昇率を考慮して算定したものとなっております。結果として、年間で言うと150万円程度の

増となっております。

では、17ページを御覧ください。（5）利益の還元についてです。こちらにつきましては、現在の指定管理と同じとなっております。剰余金が総収入額の10%を超える場合に、その差額の2分の1を還元することとしております。

では、18ページのほうにまいります。下段の、10の審査選定を御覧ください。指定管理予定候補者の選定方法と審査基準を記載しておりますが、詳細は、この後御説明します資料6-5の中で申し上げますので、ここでは割愛させていただきます。

20ページをお願いします。募集要項の最後の項目、13のその他となりますが、業務継続困難となった場合や協定書の解釈に疑義が生じた場合の措置について記載をしております。

少しページが飛びますが、22ページを御覧いただきますと、（3）リスク分担に対する方針というのがあります。市と指定管理者のリスク分担の内容については前回と同じなのですが、表の中段に運営費の上昇という項目があるかと思うのですが、従前はその真ん中の2つ目の避難所等の運営等に伴うものという項目はなかったのですが、そちらのほうを入れることになりましたので、この施設の募集についても追加をいたしました。これは、本施設の災害時の運用に当たって運営費が増大した場合のリスク分担ということで、内容としましては他施設と同様となっております。

以上で、資料6-1の募集要項の説明を終わります。

続けて、資料6-2、指定管理者管理運営の基準（案）の説明を行わせていただきます。

表紙をめくっていただきますと、目次がございます。項目が多いので目次が数ページにわたるのですが、目次をめくっていただきまして、6ページになりますが、第1の総則をお開きください。1の本書の位置づけ、それから、2の管理運営に当たっての基礎的な遵守事項を記載しておりますが、次のページをおめくりいただきますと、3の指定管理者業務を実施するに当たっての前提ということで、（1）で、指定管理者制度の目的や趣旨を理解して業務に取り組むことを書いておりますが、（2）のほうで、先ほど募集要項のほうで御説明しましたビジョン・ミッションについて記載をしております。

8ページのほうを御覧いただきますと、成果指標、数値目標をまた同様に記載をしております。また、（3）につきましては、市の施策への理解と取り組むべきことについて、これも募集要項のほうにもありますが、全く同一の内容を11ページまでの範囲にわたって記載をしております。

その次の12ページを御覧ください。第2の施設の概要です。1の施設概要で、公園の概要に

ついて記載をしております。その後、各スポーツ施設の内容について、開設時期や詳細な施設構成、それから開場時間や休場日、それと管理運営に当たっての留意事項を記載しております。これが全ての施設について記載をしております、20ページまで続きます。

20ページまでめくっていただきたいのですが、その次の項目で、2の指定管理者の管理すべき対象施設ですが、これは先ほど御覧いただきました資料6-6のほうでお示しているとおりでございます。

続きまして、第3の施設運營業務となります。1の運營業務の基本方針については、現在から変更はございません。2の運營業務の範囲については、新たに追加した項目がありまして、(3)施設の利用調整です。内容としましては、現在の基準にも、この募集要項でいうところの(4)施設の利用受付の項目の中に含まれていたのですが、本施設は競技大会や大規模イベントでの利用が多くて、通年を通して利用が過密になっている状況から、利用調整業務というのはかなり重要な業務になっております。現場での運用方法など細かいことがいろいろありますので、項目を立てて記載することとして変更しております。

21ページを御覧ください。3の供用時間及び供用日でございますけれども、現在の条例の規定どおり記載しております。この表の一番下に駐車場の記載があるのですが、この駐車場の供用日についても年末年始を除くとしてあるのですが、以前、委員会からの御意見も踏まえて年末年始も開設することとする運用をしております。今現在その条例の改正は行われてないので、今の手続きでいうと指定管理者から依頼を受けて市がそれを承認する形で年末年始は供用を行うという流れになっているのですが、その旨を米印の3で注釈で記載しておりますが、次の第3回定例会を9月に予定しておりますけれども、そちらのほうで条例改正をいたしまして、駐車場につきましては通年で供用ことを予定しておりますので、申し添えます。

それから、その次のページになりますが、6の利用料金制度導入に当たっての留意点となります。(1)利用料金の設定において、指定管理期間中に改定の可能性がある旨を記載しております。

(2)利用料金の減免では、条例に基づく減免の取扱いに加えまして、これまで指定管理者独自の取組として行っていたものも含めて記載をしております。具体的には、次のページ、23ページにアからウまで記載しておりますけれども、施設命名権者への協力は一応規定があるのですが、イの市民の日無料開放と、ウのふれあいパスポートにつきましては今申し上げた指定管理者独自の取組としているものですが、これらを基準ということで盛り込ませていただいております。

次に、23ページ中段の（3）利用料金の徴収・管理についてですが、今後導入するキャッシュレス決済の対応について記載を追加しております。

では、少し飛んで25ページにいきます。9の施設の貸出業務です。（1）基本要件については内容の変更はございませんが、（2）共通事項や、アの施設ごとの注意点の項目については、施設ごとの貸出しに当たっての留意点を、現在の運用を明文化する形で記載を追加しております。それで、（2）は各施設の共通事項ということですが、アは、これは各施設の注意点ということで、項目の記号番号のつけ間違いをしております、これはアではなくて（3）にお手元で修正していただくと助かります。申し訳ありませんが、よろしく申し上げます。

説明につきましては、次、28ページになります。下段の10の施設の利用調整業務です。利用調整とは、翌年度の施設利用スケジュールの決定に当たって、公共公益性の高い事業、例えば市の競技団体が主催する市民スポーツ大会などがあるのですが、こうした行事の開催に当たって、施設を優先的に利用できるよう、前もって市の競技団体などの優先利用団体の意向を把握し、指定管理者が調整の上、スケジュールを確保することとしております。その具体的な方法を明文化して、もともと、その次の11の施設利用受付業務のほうにも併せて簡単な記載しかしてありませんでしたが、10ということで項目を新たに立てまして、詳細を記載することとしております。

次に、31ページから32ページにかけてですけれども、11の施設の利用受付業務について記載しております。ちば施設予約システムの対象となる有料公園施設の受付上の留意点ですとか、このシステムを使わない第3多目的グラウンドなどの受付方法について記載しております。

少し飛びまして35ページになります。18の敷地内禁煙ですが、現在の基準では灰皿の設置を認める記載をしておりますが、運用として、敷地内は禁煙としておりまして、大規模な催しなどの際に受動喫煙防止などのため仮設喫煙所を設ける場合があるのみで、常設の喫煙所というものは設置しておりません。こうした運用に合わせる形で今回修正をしております。

40ページのほうをお願いします。前のページから、5の建築設備維持管理業務について記載しておりますが、（2）建築設備維持管理の基準に、ケとコの2点を追加しております。ケは大型映像装置で、コが音響設備になります。ケについては、この大型映像装置については保守メンテナンス契約を今設備のリース契約に乗っけて市が契約しておりますが、そのリース契約が切れることに伴いまして保守契約のみ指定管理者のほうに直接契約を締結していただくような形を取らせていただくことにしています。それからコについては、音響設備の中にラジオマイクというのがあるのですが、こちらを使用するに当たって、施設管理者、つまり指定管理者

が免許を取得する必要があるということが分かりましたので、そちらについて記載をしております。

少し飛ばしまして、次、49ページになります。ウの多目的広場や、次のページの庭球場、さらに次の第1多目的グラウンド、少しページが離れていて恐縮ですが、これらの3つの施設については人工芝を使用している施設ですが、例えば49ページのウの多目的広場の（エ）を御覧いただきたいのですが、人工芝及びゴムチップ等の充填剤については、マイクロプラスチック対策に留意して可能な限り流出抑制に努めることということで、近年その人工芝などはマイクロプラスチックの海洋流出の原因として指摘されておる状況を踏まえまして、こうしたマイクロプラスチックが施設外に流出しないよう抑制に努める旨を追記しております。

では、次に56ページをお願いします。ケのスケートパークになりますが、現在の基準では令和4年度から供用している施設ですけれども、前例というか同種の施設の管理実績がない中で、当初はコンクリート舗装の構造物とか、外構部分の芝の管理とか、そのパーツごとの一般的な対応についてのみ記載しておりましたが、今回、2年間の管理運営の実績を踏まえて、スケートパークの管理作業として行うべきことや留意事項を改めて整理し、記載したものとしております。

では、ページ、57ページになりますけれども、11の園地維持管理業務です。この業務の対象は、高木等の植栽や園地広場、遊具、それからトイレなどの維持管理となります。（2）植物維持管理の基準ですが、アの指定管理者の裁量による適切な管理の実施や、イの大規模な催しの前など適切な時期に管理作業を行うこと、この2点を追記したほか、次の58ページになりますけれども、ケの表に示しておりますが、年間作業回数、1つ目の除草から5つ目の草刈りまで、ほかの大規模公園では、実際この表の記載のとおりの回数を行っているので、従前は4回ということでそれぞれ記載しておりましたが、この回数に増加させております。

では、次のページ、59ページをお願いします。（3）園内清掃の基準です。エの主な年間作業の中に、新たにインターロッキングブロック舗装の清掃を記載しております。年度評価の中でもちょっと触れましたが、滑りやすいということで利用者からの要望等もありましたので、こういった項目を追加した経緯がございます。それから、（4）トイレ清掃の基準では、表に記載している年間作業の回数について、ほかの大規模公園の実施回数に合わせて、週2回であったところを3回程度に増やすという、水準の向上を図っております。

それから、60ページになります。（5）遊具等施設の維持管理ですけれども、こちらについても、冒頭に記載の、遊具の定期点検を実施する従事者を日常点検講習会の受講者とするなど

資格要件を定めたほか、ページ下段の年間作業の表の注釈に、年3回、子供の長期休暇の前に点検を行う旨、そういった運用は現にしておりますが、そちらを明文化しました。

では、少し飛びまして65ページをお願いします。7の事業評価（モニタリング）業務となります。（1）利用者アンケート等の項目に、インターネットを活用した調査手法の工夫や、有料公園施設以外の公園園地を対象としたアンケートを実施することなどを追記しております。遊具広場などの園地、広場や園路、植栽などの公園園地に対する利用者の意向を把握する手がかりとすることを意図したものとしております。

では、次の66ページを御覧いただきたいのですが、9の指定期間前後の引継ぎ業務においては、（2）業務継続が困難となった場合の引継ぎの項目を追加しております。

次に、第6のその他の重要事項ですけれども、1の光熱水費等に、次のページになりますけれども、（3）大規模な催し等開催時の光熱水費、それから（4）公園内工事における光熱水費等については、指定管理者は事前に利用者と協議の上、請求について取り決めておくことと、それから公園内工事、これは市が行う工事になりますけれども、市と事前調整の上、その工事の受注者と調整して市を介さず直接請求を行うことということで、運用を明文化しております。

では、次に、少し飛びまして72ページをお願いします。72ページの中段より少し下、特別提案の項目を新たに追加しております、すぐ次のページ、73ページになりますけれども、こちらは、第7の経理に関する事項の2の指定管理委託料です。先ほども御説明しましたが、5年間の指定管理委託料の総額は14億6,500万円ということで明記をしております。

資料6-2の説明につきましては、以上となります。

非常に長くて恐縮ですが、続きまして、資料6-3の説明になりますが、こちらについては指定申請書の様式集になります。ひな形に基づいて作成しておりますので、一つ一つの説明は省略させていただきます。

それから、資料6-4をお開きください。こちらについては基本協定書となります。こちらについても、ひな形に基づき作成したものととなりますので、説明については省略させていただきます。

では、最後に資料6-5、選定基準のほうの御説明をさせていただきます。表紙をめくっていただきまして、審査の方式のほうを御説明いたします。説明につきましては、2ページのほうにございますフローチャートのほうを御覧いただきながら、お聞きいただければと思います。

まず、8月9日に募集要項などの資料を公表しまして、9月中旬に指定申請書を含む提案書等の提出を行っていただきます。応募者による提案書等の提出ですね。それで、1次審査とし

まして、提出された提案書等に基づいて事務局が応募資格要件を満たしているか確認を行う形式的要件審査を行います。ここで資格に不備がある場合は原則として失格になりまして、2次審査の対象にはなりません。

次に、提案内容、2次審査ですけれども、これは選定評価委員会のほうにお諮りするものでして、各委員のほうで提案書の記載内容について本選定基準に示す採点基準に従って審査項目について評価して、採点していただくこととなります。なお、管理実績や指定管理委託料の額など、機械的に審査ができるものについては事務局のほうで一括して採点を行いまして、委員会に御報告し、確認をいただくという流れになっております。これらの採点結果の平均点を審査項目ごとに算出して、合計して総得点を算出します。そして、総得点が最も高い提案を最優秀提案として、以後、最大第3位までの提案を選定します。ただし、総得点の合計が最も高い提案だったとしても、その個別の審査項目において管理運営の基準に示す水準に満たない提案になる場合などは、最優秀提案などとはせず、失格とする場合もございます。この詳細については、2ページの下段以降の2の形式的要件審査や、4ページ以降の3の提案内容審査に記載しております。

では、4ページを御覧ください。3の提案内容審査ですけれども、アの審査項目及び配点を御覧いただきたいと思います。審査項目については御覧のとおりですが、前回の公募では一番下の6、その他市長が定める基準として、その中に、次のページを御覧いただくと、今(9)が特別提案になっているのですが、その以前は、今後追加される施設の管理に関する考え方という項目がありました。ただ、これについては、令和4年4月に全面供用開始しておりますので、追加される施設は今後ありませんので、この項目を削除した形で審査項目としております。この項目は従前5点配点でしたが、それを(9)特別提案に上乘せする形で合計点を200点のままとしております。

では、そのまま5ページを御覧いただきたいのですが、審査項目の配点の考え方ですけれども、5と6に関する審査項目を除く各項目に、原則としては5点を配点しております。なお、施設の管理経費の縮減、これは5番ですね。(2)管理経費については、その重要性を勘案して20点としております。これは従前と同じになります。

続きまして、中段の、ウの各項目の審査・採点方法を御覧いただきたいのですが、審査項目の審査・採点方法でございます。(ア)原則ですけれども、一部の審査を除いて、以下の基準によりAからEまでの5段階評価を行っていただきます。表の注釈に記載しておりますが、過半数の委員がDの評価を行う、または1人以上の委員がEと評価をした場合、委員会で協議の

上、当該応募者を失格とすることが相当であるか否かを判断していただきます。全ての委員が E と評価した場合については、当該応募者は直ちに失格となります。

では、6 ページのほうを御覧いただきたいと思います。今申し上げました、その原則の方法によらない審査を行う項目については、(イ) 上記原則によらない審査項目に記載はしております。

その下、a の委員による評価を行うものが委員会の中で評点をいただくもので、b につきましては委員による評価を行わないものということで、先ほどの説明の中で触れましたが、機械的に評価できるので事務局のほうで評点をつける項目ということで、2 つに分けてお示しております。ただ、b の事務局がつけた評定につきましては、委員会への御報告後、疑義がある場合については委員会の指示に従って修正を行うこととしております。

では、次に 7 ページをお開きいただけますでしょうか。この 7 ページ以降 16 ページまで、審査項目ごとの審査方法を記載しております。原則によらない審査を行う項目と今申し上げましたが、その項目については、この表の中に独自の審査基準と配点を記載しております。全てを説明すると大変ですので、一例で紹介したいと思うのですが、7 ページの 2 の (1) 同種の施設の管理実績という項目がございます。こちら、評価は A からオまでの 5 段階評価をすることとしておまして、A が 1 万人以上の常設観覧席を備えたスタジアムを含む複数の有料スポーツ施設のある 20 ヘクタール以上の公園等の管理実績ということで、まさに蘇我スポーツ公園が該当しますが、1 万人以上というのは、今の J リーグのスタジアム基準でいうところの J 1、J 2 のクラブチームに対応した規模ということになっております。20 ヘクタールというのは、都市公園でいうところの運動公園の標準的な面積の 20 ヘクタールという数字になっております。そこを根拠にしまして、この評価基準を設定しております。

次のイの 5,000 人以上、これにつきましては、J 3 のスタジアム基準に合致する規模としております。20 ヘクタールについては同様となっております。このように、J リーグのスタジアムに係る管理運営の実績があることを重視した評価を行う評価基準というふうにしております。

前回の公募でも同じ項目があったのですが、そのときには最高評価をする項目、今は 1 万人以上、20 ヘクタール以上としておりますが、前回は 9,000 人以上と、今のスタジアムでの収容人数が 1 万 8,000 人でしたから、その半分以上の規模があるものということで記載をしておりました。今回は、J リーグスタジアム基準に準じた形で評価基準を修正しております。

ということで、説明は以上となります。よろしく願いいたします。

**【石井部会長】** ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の御説明に対しまして御質問、御意見等がございましたら、委員の皆様、御発言をお願いいたします。

観音寺委員。

【観音寺委員】 6-1の5ページで、(4)の数値目標のところですが、ちょっと単純な疑問なのですけれども、年間の人数にしているのと、年間の施設の稼働率が混在している理由というのは何かあるのでしょうか。

【公園管理課】 基本的には稼働率という計算をしているのですが、蘇我球技場と、あと(7)と(8)については個人利用になりますので、そちらについては稼働率という数字は算出できませんで、利用者数というふうに設定をさせていただいております。

【観音寺委員】 了解しました。

あと、先ほどの説明で、(1)と(7)と(8)。(1)は、令和2年と3年を除いた4年間の平均という話でしたね。

【公園管理課】 そうですね。

【観音寺委員】 7と8は最近できたんで、4と5の平均という。2から6は何でしょうか。

【公園管理課】 2から6についても、令和4年と5年の平均を取っております。

【観音寺委員】 それは何で令和4年と5年の平均だけなのか。

【公園管理課】 直近の2か年の実績を基本的には取っているというところなのですけれども、蘇我球技場につきましては、令和4年と令和5年については、オフシーズンに行える高校サッカー選手権と、千葉銀カップの開催がありませんでしたので、平成30年や令和元年に比べると比較的に入数、少ない状態になっておりますので、そこを考慮しまして、令和元年、平成30年を蘇我球技場については加えたという形になっております。

【観音寺委員】 なるほど。

【石井部会長】 その点なので、いいですか。令和4年、今人数少なかったというお話が出ましたね。千葉銀カップと高校がなかった。少なかったのに、何で入れるのですかという疑問があるのですけれども。要は令和2年、令和3年、コロナです。極端に少ないと。令和4年もまだコロナの影響があったところですよ。

【公園管理課】 そうです。

【石井部会長】 そうすると、平成30年、令和元年、令和5年、3つでやったほうがいいのではないかという気もちょっとしたのですけれども、すると人数は当然ちょっと増えてしましますが。

【公園管理課】　そうです、その考え方としては、令和4年についてはもう既にコロナの影響というか、スタジアムの入場制限が撤廃されたというところもありましたので、今回、令和4年も入れさせていただいたところですが、確かに令和4年、極端に低い数字というふうになっておりますので、令和5年、令和元年、平成30年の3か年で取るということも、今後修正していくことは可能かなというふうに思います。

【石井部会長】　今の点はどうか、御意見としては。

【観音寺委員】　何かちょっとしっくりこないというか、何で令和4年、入場制限緩和された後、4年、1年間で見たときに結構、基本的に丸3年間はコロナかなという感じはしてはいるのですよね。千葉銀カップとかが、いろいろ中止になったのがコロナの影響だったかどうか分からないんですけども、仮にコロナの影響で中止にしているのであれば、そこを年数に入れているのはちょっと違和感を覚えました。ただ、ゴルフパークとかは4と5の平均を使っているから4を入れないのも変かなという気持ちも分からないでもない気がしますけれどもね。

【公園管理課運営調整担当課長】　フクアリについては令和4年に照明設備の改修工事を行ってまして、その関係でちょっと千葉銀カップの開催が難しかったという経緯がございました。5年度についても音響設備の改修を行っていて、結局フォーシーズンの利用がなかなかできない中での数字にはなっているのですが、ちょっと数字は伸びていますので、4年については工事の影響だけではないのかなという感覚はあるのですが。

【観音寺委員】　ちなみに、平成30とあって、ジェフってJ1だったわけではないですよね。

【公園管理課】　J2です。

【観音寺委員】　J2ですよ。じゃ、J2でも、平成30は31万いたのですね。

【公園管理課】　そうです。

【石井部会長】　私からは以上です。

【公園管理課運営調整担当課長】　今後の目標ということもありますので、委員会の御意見を踏まえて、ちょっと修正のほうを検討させていただきますので。

【石井部会長】　はい、どうぞ。

【観音寺委員】　数値目標だけでいいのかという、前から結構その人数だったり稼働率、追い求めるのは当然利用者が楽しんでいるから、気に入っているから来てくれるという意味で言うとか数というのは大事なのですけども、これだけ施設も多いので、いっぱいやっているからなのですけども、言ってみれば全部その利用者数と稼働率の中で、先ほどの説明でもアンケートの65ページに説明があって、かなりしっかりやってねという書き方もされています。改善が

見られない場合指定を取り消すことがあると強く書いていて、アンケートの方法まで書いていて、満足度だけじゃなくても、その利用者のアンケートを取った、そういう数値なんかは目標とかにする検討はできないものなのではないでしょうかね。

【公園管理課運営調整担当課長】 これまで定性的な評価の部分については目標として設定した経緯がなかったので、積極的な検討は行っておりませんが、確かに園地管理の部分に対する満足度ということで、今回は委員会のほうから、今までご意見をいただいていた経緯がある中で管理運営の基準に記載しているのですが、その辺を、成果目標という言葉にする……

【観音寺委員】 そこまで行かないにしてもね。

【公園管理課運営調整担当課長】 ええ、その他の利用状況を示す指標とかの中に入れられるかどうかという御検討はもちろんできることだと思います。

【観音寺委員】 そうですね。満足度もまあまあ難しく、どこかの委員会でも言ったのですけれども、90何%だから何も問題ないのかというと、またそれもそうでもないのですよね。利用者数だけを追っかけて、形でどうかなというのは、ちょっと問題意識というか、このタイミングじゃないと何もできないのかなという気もしました。確かに、ここに書く数値目標までしたらちょっと重いのであれば、今までのアンケートもたしかフクダ電子アリーナ等々あるのかなと思いますので、その辺をベースにしながらかね年比較というか、どういう動きがあったかとか、このあたりを水準目指していきましようとか、そういうものは何か参考ということでもあると、そのうち数値目標に昇格していくみたいなのはどうでしょうか。

【公園管理課運営調整担当課長】 かしこまりました。そういうお話であれば、その他の利用状況を示す指標としてまずは今回の指定期間で位置づけをしてみて、その運用状況を確認しながら、次の指定期間でということによろしいでしょうか。

【観音寺委員】 はい。

【公園管理課運営調整担当課長】 よろしく申し上げます。

【石井部会長】 いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【馬場委員】 今の話と引き継いだ感じになると思うのですけれども、今の書類にどうこうということは、個人的な感想みたいになるのですけれども、6-1の4ページの、ミッション・ビジョンのところでもミッションは分かるのですけれども、これは個人的な違和感なのですけれども、ビジョンの文章が寄与するとか、目指すとかという文章の終わり方が、何かこれビジョンなのかなって、ちょっと個人的な違和感がありました。

何かミッションに対してどうなりたいかという、私は方向性も、将来像とか、こうなりたいというようなビジョンだって個人的には思っていたので、文章として寄与する、目指すという表現の仕方がちょっと個人的には違和感がありました。先ほどの成果指標というのは、私はビジョンに対しての成果指標だと思っているので、もし成果指標が利用者数や稼働率であれば、ビジョンにそういった文言が入ってないと、ミッション・ビジョンに対する成果指標って何か連動してないのかなと個人的には感じましたので、例えばビジョンの市民の健康・体力づくりに寄与するのであれば、どれぐらい寄与したかというのが成果指標だと思いますし、本市のスポーツ・文化の振興や地域の活性化に寄与するのであれば、どう寄与したかというのが成果指標かなというふうに思ったので、その整合性がうまく取れるといいなと思いました。そこに、先ほどの満足度調査があったり、個人的には、例えば利用した方のスポーツ実施率がどう変化したとか、体力向上したとか、健康になったとか、そこまでいけたらいいなと思っています。

私はスポーツ推進審議会の委員もしている。あちらは逆にソフト面のことばかりやっていて、施設と連動するような、そういう取組はできなくて、あっちはあっちで歯がゆいし、こっちもそのソフトとうまく連動しなくて、本当にスポーツ実施率上がっているのかなとか、健康寿命は延びているとか、体力向上するのかというあたりが、何かそれぞれがそれぞれで、いつも歯がゆいなという感じがあったので、うまく連動してくれたらいいなと思いました。以上、感想です。

感想なので、そういうふうにはたから見るとやっぱり縦割りだなという感じが多少見えると。施設の成果目標だからしょうがないと思うのですがけれども、でも、ビジョンに掲げているのであれば、やっぱり成果目標はビジョンと連動するべきじゃないかなと、個人的には、学生にはいつもそう口うるさく言っているので、すみません、一言言っちゃいました。

**【公園管理課運営調整担当課長】** まさにおっしゃるとおりかなというふうに感じています。ビジョンの表現については、確かに施設の目的とか、目指すべき方向性ということで、意識して書いてはいるのですが、その文末表現につきましては少し検討させていただくとして、その成果指標に直接下りてくるようなことは、ちょっと意識はもちろんしながら設定はしているのですが、何をお示しできるかなと考えたときに、やっぱり施設の管理運営を行う中では、なかなかその施設の利用実績の部分で表現を、そこでその数字に基づいて解釈をするしかないのかなというふうにちょっと考えておりました。今なかなかこの施設の、例えばその利用促進といったときに、その利用者数とか稼働率以上のものがほかにあればぜひ入れていきたいと思うのですがけれども、ちょっとそれは、もし感想ということであれば、今後の検討課題という

ことで認識させていただきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

【石井部会長】 自主事業のことなのですけれども、自販機の設置が蘇我球技場の中しかできないということになっていきますけれども、これはどうしてなのか、形式的な理由と実質的な理由とにあるかと思うのですけれども、形式的なのは条例か何かで決まっているのでしたっけ。

【公園管理課運営調整担当課長】 今、市内の全公園を対象に自販機の事業者については一括で広報を行っております。基本的には競争の中でその事業者を決めることとしている一方で、蘇我球技場に関しては、その興行との関係性というのが非常にあるというか、やはり少しジェフのスポンサーも意識しながら、自販機、その興行に合わせた飲物のラインナップとか、そういうことを考えて、そのマネジメントの効くような運用をどうしてもする必要があります。フクアリの中には、指定管理の自主事業として認めている経緯がございます。なので、基本的には公募によって決定するというを前提にしている中で、そこだけ特別扱いをしているというような部分になっております。

【石井部会長】 今回その全部を一体となって指定管理をするのであるから、その中のことはもう指定管理者に自由にやってもらえるようにしたほうが望ましいというような意見は出ないのでしょうかね。

【公園管理課運営調整担当課長】 そうですね、そういう検討をしたこともあるのですけれども、例えば、公園の使い方によっては自販機の運用を止めるという、実際やっていたりします。例えば音楽フェスのときなんかは、興行上の理由なのですけれども、自販機をストップして、持ち込んだ飲食物販の中で利用者の方に供給するようにしていたりもします。そういうこともしてはいるのですけれども、基本的には誰もが出入りできる公園ですので、そこについては、市内エリアをブロック分けしている中で、公募によって決定した事業者任せという考え方をしているところでございます。

【石井部会長】 例えば、その自販機等について、利用者から指定管理者の意見が上がってきたときに、それを自販機の事業者伝えて、増やすとか、場所を変えとか、そういうような対応をしてもらうということは可能なのですかね。

【公園管理課運営調整担当課長】 そういうことも検討したことあるのですが、そのベンダーさんによって対応がまちまちだったりするそうなのです。なので、その辺がやはり難しいということも実際には事情としてはあるようだという事は把握しております。

【石井部会長】 6-1の16ページの指定管理料の基準額のところの御説明で14億6,500万、これが全体の一応上限ですと、各年に協議の上決定していきますということなのですけれども、

その下で、利用料金を積算するに当たってJリーグ公式戦に関する施設使用料及び加算額をJ2の条件で積算することとしますとあります。これは具体的にはどういうことなのでしょう。

【公園管理課】 その加算額のところから施設使用料はJ1に上がってJ2に落ちたとしても基本的には変わらないので、そこは変わらないかなと思うのですが、加算額という、ある一定の人数を観客数が入った場合に、その入場料のうちの何パーセントかを指定管理者のほうの収入になるというような決まりがありますので、そういったところで、大体入場者数をJ2クラスの条件で設定して積算してくださいねというようなことが書かれているところです。前回は同じような表現の形ではありますが、前回はジェフがJ2でしたので、同様の書きぶりとなっております。

【石井部会長】 もしJ1に上がったら、J1の条件で積算するということになるのでしょうか。それとも、また逆にJ3に落ちたらJ3の条件で積算するのか、上がり下がりに応じて変わる可能性があるのだったら、そう書いておいたほうがいいし、上がっても下がっても変わらないのだったら、これでもいいのかなとは思いますが。

【公園管理課運営調整担当課長】 ここについては毎年見直すわけではなくて、公募のタイミングで、その前提条件としてJ2なので、そういうJ2であるという前提で利用料金の見込みを積算していただきたいということを記載しているのですが、例えば、来年度、新しい指定管理者になって、2年目にまた見直すかといったら、そこはしないです。

【石井部会長】 でも、ここだと、なお市が支払う指定管理料は指定管理者が応募時に提示した額ではなく、これを上限として毎年度市と指定管理者の協議の上、決定するものとするところがあるから、毎年度変わり得るわけですね。

【公園管理課運営調整担当課長】 そうですね。上限額については、もう決まっています、それに対する指定管理者の提示額というのはやっぱり決まっています、その提示額の中で、年度間でのばらつきは出てくるのですが、その範囲で1年間当たりの金額については決めます。この最後の段落の記載については、総額を出すときの前提条件ということで記載しているということですよ。

【公園管理課】 そうです、はい。

【公園管理課運営調整担当課長】 なので、市の上限額に対しての指定管理者側の総額の算定に当たってJ2の利用料金を前提として見積もってくださいという、そういう趣旨になるのですが。

【石井部会長】 じゃ、この第2段落と第3段落が連動している話ではなくて、これは別のこ

となのですか。

【公園管理課運営調整担当課長】　そうです、申し訳ありません。

【石井部会長】　分かりました。そこを私が誤解していました。J1かJ2かで、そこが変わったら毎年度見直して変わっちゃうのかなと思ったので。

【望月委員】　関連して、よろしいでしょうか。

【石井部会長】　どうぞ。

【望月委員】　この額は、人件費や施設管理費などを全て考慮して設定されていると思うのですが、昨今の物価の高騰についても含めて設定されているのでしょうか。

【公園管理課運営調整担当課長】　反映しています。

【望月委員】　前回、別件で、施設管理者の責任で修繕しなくてはならない上限の100万円を超えた額が市に要求されてきた件があったと思うのですが、全体的に金額が上がっているのに対して上限額は据置きとなると、実態と合わなくなっているような気がします。

【公園管理課運営調整担当課長】　確かに100万円とか50万円とか、施設の規模によって決めておりますが、そこは物価上昇に応じて105万円にするとか、そういう修正は確かにこれまでもしたことがないのですね、一つの目安としてどこかで線を引かなければいけないものですから、100万円として決めているところはあるのですね。今回の物価上昇率は3.3%でしたっけ。

【公園管理課】　今回3.52%で物価上昇率自体は見ております。

【望月委員】　そこは丸めても問題ないかと思います。

【公園管理課運営調整担当課長】　そうです、そこまでは反映していないということです。

【望月委員】　分かりました、ありがとうございました。

【石井部会長】　駐車場について、条例改正で年末年始とかも開けるようになるという話だったので、6-2の22ページのところの話だったと思うのですが、その供用時間について、始まりがこの21ページの8時半から9時半までということで、朝もっと早くするとか、そういうことというのはないのですかね。公園を利用するに当たって、例えば今、夏だったら、暑くなる時間よりももっと早い時間、早朝利用したいとか、あと、ゴルフもそうですよね。早朝とか、スケートパークもそうかもしれませんけれども、そういったところで、ここで22ページの米印のだと、日没時刻の季節変動を踏まえて対応することだけでなく、全体的に、その暑さとか日の出とか、その辺できちんと利用者の希望に応じて対応というふうにできるのかなと思ったのですが。

【公園管理課運営調整担当課長】　そうですね、おっしゃるとおりかなというところは確かに

感じます。一応その前後の朝早く開けて、夜遅く閉めるという対応については、注釈3にもありますような手続の中で、実際に今もやっているのですね。その積算上、これを仮に延ばしたときには、人件費なんかも当然見積もってあげなきゃいけないという事情もございまして、そちらについては今回対象にはしなかったのですが、ただ、年末年始の供用期間については以前から委員会からも再三御意見いただいていたので、そこはぜひ反映したいなというところで、今回改正を予定しています。もちろん、早出についても、この注釈の3の中で書くことももちろん可能だと思いますので、そういった対応はできるかな。

【公園管理課】 記載すること自体はできるかなと思います、あくまでも協力を求めるというような形になってしまうと思うのですが。

【公園管理課運営調整担当課長】 そのような記載ぶりにして、追記するような形を取らせていただきたいと思います。

【石井部会長】 それから、広報については、このどこに記載があったのでしたっけ。

【公園管理課運営調整担当課長】 それは管理運営の基準だと24ページにあります。

【石井部会長】 広報の話は、前のときにゴルフパークとかをジェフの試合をやっているときとかの蘇我球技場の中で案内できないかとか、そういう話が出たかと思います。それをジェフのほうも、それができないのですよというような話があったかと思うのですが、そこを何とかできるように、この広報のところでうまい書きぶりができないかなと。この指定管理者が管理している施設、この施設全体のそれぞれの各施設について、他の施設利用者に対してもより積極的に広報できるように方策を考えることとか。

【公園管理課運営調整担当課長】 はい、それはできます。

【石井部会長】 何かそんなふうによく埋め込んで、ジェフの試合のときには、こっちじゃほかのところの広報をできないのですよ、なんていうことを言われないように、そういったことも含めて全部できるといいのかな。

【公園管理課運営調整担当課長】 なかなかその主催者なり興行主との兼ね合いで義務づけまでは難しいかもしれないのですが、積極的に働きかけるような、そういう取組を記載することはできると思います。そういう形でもよろしいですか。

【石井部会長】 そうですね。そうして書いてあれば、市としても、募集のときにこう言っているのだからちゃんとやってくださいよということも言いやすくなるのかなという気はします。

【公園管理課運営調整担当課長】 はい、分かりました。

【石井部会長】 はい、どうぞ。

【観音寺委員】 6-1の16ページの指定管理料の基準額、先ほどもちょっと話題に出た14億6,500万円、年にすると2億9,300万円という話でした。これを決めたその根拠が利用料金収入とかかる経費との差額みたいな言い方を説明されていたと思うのですけれども、その利用料金収入の基準というのは令和5年のことなのですか。

【公園管理課】 それ自体は令和4年と令和5年の平均を取りつつ。

【観音寺委員】 2億ぐらいということですか。

【公園管理課】 そうです。ただ、令和4年と令和5年については、大分伸び率がありますので、伸び率を考慮して算出を行い、伸び率を考慮した利用料金を令和7年度以降の5年間の利用料金として算出をしているということです。

【観音寺委員】 2億ぐらいと仮定すると、5億ぐらいかかっているのじゃないかという、そんなイメージですか。

【公園管理課】 管理運営経費としてはそのくらい、5億3,000万ぐらいかかっているという試算になって。

【観音寺委員】 あと自主事業で、自分たちのもうけをつくってくださいということなのですね。

【公園管理課】 自主事業の収支は指定管理委託料の算出に当たっては使用しません。管理運営経費を賄うものとして、指定管理委託料と利用料金の合計額で賄うようにしています。

【観音寺委員】 ここの収支バランス、ZOZOマリンのときに、利用料金収入がかなり厳しいけれども自主事業で相当プラスだった収益構成を覚えていたので、この場合どうだったのかなという気がしたので。じゃ、それはとんとんになるような形で指定管理料は設定していると。

【公園管理課】 そうです

【観音寺委員】 ありがとうございます。

【石井部会長】 フクアリの中の広告看板、これもZOZOと同じような形になるのですか、それとも別。

【公園管理課運営調整担当課長】 同じようなルールでなっていて、掲出するのは基本的には指定管理者の独占的な権利というふうになっておりまして、行政財産目的外使用許可という手続があるのですが、そちらの許可を取っていただければ認められることになっています。使用料については同じく、すみません、細かい数字忘れてしまったのですけれども、ちょっと今正確な数字言えないのですが、2,700円弱の金額で面積を掛けて出すのと、あとZOZOマ

リンは、それに加えて広告収入の15%を上乗せしていたのですが、フクアリは5%上乗せということで計算して出してくる数字で使用料を納めてもらっています。

【石井部会長】 指定管理者がその広告主を見つけてくれば、その分指定管理者の収入も増えるよということですかね。

【公園管理課運営調整担当課長】 そうです、はい。

【石井部会長】 フクアリ以外のところには広告は出せないですか、この公園の中には。

【公園管理課運営調整担当課長】 基本的に公園の中は広告の禁止行為になっていますので、できないという扱いになっています。イベントのときの一時的なものについては、また別な扱いになりますけれども、基本的に常設広告はその中だけということになっています。

【観音寺委員】 条例か何か決まっているのですか。

【公園管理課運営調整担当課長】 はい。広告の掲出は禁止と明記されておりますので。

【観音寺委員】 これは市民利用を中心に、そこで広告を入れていたのですね。禁止している。

【公園管理課運営調整担当課長】 そうですね、その辺……

【公園緑地部長】 広告というよりは張り紙とか、条例の中で禁止行為ということで、むやみやたらにやらせないというところから始まったかと。

【観音寺委員】 そういう意味の禁止行為。ビラががらがん貼られているので嫌だよということから広告禁止になっちゃったのですか。

【公園緑地部長】 そうなのです、そこから始まっちゃったのですね。なので、そこについては私たちもちょっと課題があるなと感じているので、やっぱり広告行為については、特定の公園については、例えば許可行為に変えるとか、やっぱりそういうことも考えていくべきという頭では、ちょっといる状態ではあります。

【観音寺委員】 何かその景観上のまずい例は禁止でもいいのですけれども、例えばそのヒルスコートとか、テニスのヨネックスとか、別に何かそんなに違和感はない。フクアリはいいのに、何かほかのフィールドとかグラウンドとかのところ、別に何か禁止するものなのかなという気はします。

【石井部会長】 園地等は駄目だったとしても、この有料公園施設の中のスケートパークの中とか、電子ヒルスコートの中とか、野球場の中とか、それぞれですよ。

【観音寺委員】 うん、そのとおりです。

【石井部会長】 それをもしやれるようにするとしたら、何か条例を変えなきゃいけないとか

なのですか。

【公園管理課運営調整担当課長】 そうですね、条例改正になります。

【石井部会長】 蘇我球技場がオーケーなのは、そういう条例になっている。

【公園管理課運営調整担当課長】 そうですね、それは通常、都市公園法、都市公園条例の中で許可を取ることになるのですが、あえて行政財産目的外使用許可の手続を取っているのは特別扱いしているからなのですね。フクアリとZOZOマリンに関しては、興行的な利用をなされる施設、大規模な集客施設ということで扱いを区別しています。

【石井部会長】 フクアリもなかなか集めるのが大変なので、前に視察したときにおっしゃっていたので。そこはフクアリ以下になるとちょっと厳しいから。そうそう集まるわけではないんでしょうけれどもね。

【公園管理課運営調整担当課長】 そうですね。

【石井部会長】 そのほか、何か委員の皆様ありますでしょうか。

すみません、参考までになのですけれども、6-5の7ページで、同種の施設の管理実績で先ほど1万人以上の常設観覧席のあるところということで、まさにこのフクアリがそうなのですよということでしたけれども、フクアリ以外だとここに当たるような施設って、千葉だとどんなところがあるのですか。

【公園管理課】 そこは1万人以上の施設。柏レイソルのホームスタジアムは、あれは柏レイソルの所有、クラブで所有しているスタジアムなので、それは該当しませんが、もう一つ柏の葉陸上競技場という競技場がありまして、過去レイソルが試合していたことがありましたので、そこは1万人以上のスタジアムですので千葉県内ではそこが該当します。

【石井部会長】 千葉だともう、その2つしかない。

【公園管理課】 千葉だと、そうです。あとは、サッカースタジアムという観点を外して考えれば、ZOZOマリンスタージアムも該当しますが。

【石井部会長】 でも、マリンだと複数の有料スポーツ施設なら20ヘクタール以上の公園には当たらないですよ。

【公園管理課】 そうです、はい。

【石井部会長】 そういう意味で、その満点を取れるところが今やっている、蘇我をやっているところしかないのか、ほかでもありますよということなのかということちょっと気になったんで。これは、青葉の森とかは1万人いかないのですよね、きっと。

【公園管理課運営調整担当課長】 そうですね。例えば、陸上競技場は5,000人入るか入らな

いかというところになっていきますので、そこについては、アには該当しないということになりますね。

【石井部会長】 野球場でも1万いかないですね。天台スポーツセンター。

【公園管理課運営調整担当課長】 すみません、そこは……

【観音寺委員】 これは他県でもいいですよ。

【公園管理課運営調整担当課長】 もちろんです。特に千葉県内に縛ってはいないので、全国に広げれば、それなりの数があります。

【石井部会長】 やっぱりそうすると、J1を開催しているようなスタジアムを持っている公園のやっているところに限られちゃうのですかね。

【公園管理課運営調整担当課長】 そうですね。こういう設定をしている以上は確かにそうなります。

【石井部会長】 どうぞ。

【望月委員】 資料6-2の21ページなのですけれども、駐車場の利用時間、供用時間帯が8時半から午後9時半までとなっているのですけれども、フクダ電子アリーナの時間は10時までとなっていて、これは大丈夫なのですか。

【公園管理課運営調整担当課長】 そうですね、実際10時まで使う利用はJリーグの興業のときになりますが、そのときは第3駐車場を使うことになるのですが、ジェフのほうに委託をして直接管理運営することになっています。その中に対応しているということで、特に問題はございません。

【望月委員】 はい。

【観音寺委員】 いいですか。

【石井部会長】 はい、どうぞ。

【観音寺委員】 この基準とか募集の、音楽フェスに関して、水物的なものがあるので、稼働率とか利用者数から除いて目標設定とかされていると思います。そうは言いつつ40万とか来ているわけで、今後もこのジャパンジャムとロックンがずっと継続された場合には、この数はもしかしたらもっと増えるかもしれない中で、やっぱり毎年いろんな苦情があったりだとか、地域との共生というのは今後も重要なと思うのですけれども、そのあたりは何か、こういうものにはうたいづらいのですかね。

【公園管理課】 それは、選定基準や提案書様式の中で、今後音楽フェスが開催されますので、そういったところの地域との連携や、駐車場の問題、フェスを開催することによって一般利用

が制限されてしまうというところもありますので、そういったところについてどのように考えていくかであるとか、どのような方策が取れるのかというところを提案書の中で求めていくところをございまして、提案書では……

【公園管理課運営調整担当課長】 6-3の52ページを開いていただくと。

【観音寺委員】 大規模な催しというのが、これ、あるのですね。音楽フェスを想定してですね。

そうですね。こういう地元自治会とか、そうですね。今バスなんか出しているのは、あれは主催者が出しているのですたっけ。

【公園管理課運営調整担当課長】 はい。

【観音寺委員】 指定管理者は何をやっているのですかね、こういうとき。交通整理をしているのですか。

【公園管理課運営調整担当課長】 全体的な開催支援業務等を請け負っておりまして、主催者と一体で当日の対応を含めて行っています。

【観音寺委員】 その収入というのも、結構入るのですか。

【公園管理課運営調整担当課長】 そうですね、相当額入っています。

【公園管理課】 自主事業だけで4,000万円ほどの黒字と聞いております。

【観音寺委員】 何かむしろ地域住民対策というか、何か音が対策はしようがない部分もあるのですけれども、例えばごみの問題とか、渋滞もすぐにはあれですけれども、何か地域との共生と考えていくと、地元自治会あたりと何か少し汗かいてくれると、指定管理者、それだけ収入があるのであれば何か欲しいなと思いますけれどもね。

【公園管理課】 音楽フェスへの協力という形で、今、指定管理者でも、実際、地元説明会に同席したりとか、地域で自治会長なんかに挨拶に行ったりしております。

【観音寺委員】 そうなのはされているのですね。

【公園管理課】 はい、協力はしています。

【観音寺委員】 なるほど。基準にうたうというより、ここに書いて評価するとかですね。

【公園管理課】 そうですね。

【観音寺委員】 ありがとうございます。

【石井部会長】 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうかね。

それでは、事務局は、これまで出ました意見、これを募集要項等に反映させるようお願いいたします。なお、修正内容の調整については私と事務局のほうに御一任いただければと思いま

すが、委員の皆さんよろしいでしょうか。

(「はい、よろしく申し上げます」の声あり)

【石井部会長】 では、以上で、議題（１）千葉市蘇我スポーツ公園の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件及び審査配点等についてを終わります。

本日の議事は終了しましたので、令和６年度第３回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会スポーツ部会を閉会いたします。

事務局にお返しいたします。

【都市総務課長補佐】 ありがとうございます。

ここで公園緑地部長の小川からお礼の挨拶をさせていただきます。よろしく申し上げます。

【公園緑地部長】 本日は、本当に様々な貴重な御意見いただきまして、誠にありがとうございました。本日いただきました御意見を踏まえて、次期の公募に向けての様々な整理を進めていきたいと思えます。さらには、その後にも施設の適切な運営管理を進めて、さらに公園の魅力向上等を図っていきたく思えますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

本日はありがとうございました。

【都市総務課長補佐】 本日の会議は、これにて終了させていただきます。

委員の皆様、本日はありがとうございました。

午後 ３時３２分 閉会